

国民健康保険料減免申請一覧

保険料を納付することが難しい原因によって減免対象となる保険料が異なりますのでご注意ください。

対象の事実が生じた年度の保険料すべてが対象

①災害により自宅などに損害を受けた場合

②被保険者が少年院等に収容されているか刑務所等（警察の留置場を含む）に拘禁中の場合

③被保険者が新たに被用者（社会）保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

申請時に納期末到来かつ未納の保険料が対象（遡及分は対象外）

④失業、事業の休廃止等により所得が30%以上減少する場合

前年の所得と比較して今の所得が30%以上減少している場合、保険料の所得割額が減少率に応じて減免される制度です。収入の種類により添付する書類が異なりますので詳しくは「所得減少減免のてびき」をご確認ください。

⑤前年中の所得が富田林市減免基準所得を下回る場合

基準額を下回る割合に応じて、保険料の所得割額が2割から8割減免されます。基準所得については「富田林市富田林市国民健康保険料の減免に関する事務処理要綱」をご確認ください。

※富田林市独自の減免制度であるため、広域化により令和5年度で廃止されます。